答弁第一四七号平成十九年四月六日受領

内閣衆質一六六第一四七号

平成十九年四月六日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館移転に伴う旧事務所の取り扱いに関する質問に対

し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館移転に伴う旧事務所の取り扱いに関する質問に

対する答弁書

一について

お尋ねの在ロシア日本国大使館(以下「大使館」という。)の移転後の旧事務所の取扱いについては、

現在ロシア連邦政府と協議中である。

二及び三について

大使館の旧事務所と大使公邸の賃借料は一体契約となっており、不可分であるため、 旧事務所のみの賃

借料を個別に示すことは不可能であるが、本年四月以降の賃借料の支払については、 現在、 旧事務所の取

扱いについてロシア連邦政府と協議中であることから、決定に至っていない。